

滋賀県手話言語条例（あくまでも一体型の条例を推進しますが、私案として書きました）

滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa 代表 佐藤信吾

1・「滋賀県手話言語条例」とは、ろう者だけでなく、すべての手話を用いる人のための条例であり、すべての県民のための条例である。

2・「手話言語」は手の形、位置、動きをもとに、表情も活用する独自の文法体系をもった、音声言語と対等な言語である。障害者権利条約の定義に手話が「言語」として位置づけられ、日本においても改正障害者基本法で初めて「言語（手話を含む）」と明記されたことで手話が言語として法的に認知された。

3・「手話言語条例」で扱う「手話」とは、「日本手話」「日本語対应手話」「中間手話」「口話併用手話」「シムコム(simu-com, simultaneous communication)」「触手話」及び「宮窪手話」のような地域で使われる方言的な手話も含むものである。

4・ろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人は、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

5・県民は、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに努めるとともに、手話に関する本県の施策に協力するよう努めるものとする。

6・事業者は、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供するよう努めるとともに、手話に関する本県の施策に協力するよう努めるものとする。

7・県は、聴覚障害者が在学する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）による次に掲げる教育活動において手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

8・知事は、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を定めなければならない。ただし、推進方針は、知事が別に定める障害者に係る計画と調和のとれたものでなければならない。